

# 交通労働災害防止のためのガイドライン 解説書



陸上貨物運送事業労働災害防止協会

## 2 本ガイドラインの対象とする交通労働災害

本ガイドラインの対象とする交通労働災害は、道路上及び事業場構内における自動車及び原動機付き自転車（以下「自動車等」という。）の交通事故による労働災害とする。

### 【解説】

本ガイドラインの対象とする交通労働災害についての範囲を示したもので、それは道路上及び事業場構内における自動車及び原動機付き自転車（以下「自動車等」という。）の交通事故による労働災害です。

一般に交通事故防止は、道路交通法の適用のある道路上を対象としていますが、労働災害防止ということから、事業場構内における交通事故による労働災害も対象としています。

### (1) 道路とは

道路とは、道路交通法では、「道路法による道路と、道路運送法に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所」とされています。（同法第2条第1項第1号）

道路法では、「一般交通の用に供する道で①高速自動車国道、②一般国道、③都道府県道、④市町村道」とされています。

また、道路運送法では、「道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道」とされています。（同法第2条第7項）

### (2) 事業場構内について

事業場の構内は、道路ではありませんので、道路交通法の適用はありませんが、ガイドラインは事業場構内での自動車等による交通事故による労働災害の防止も対象としています。

なお、事業場構内での交通事故による労働災害防止に関しては、労働安全衛生規則で、貨物自動車等についての規制があることに留意する必要があります。

#### 【労働安全衛生規則】（例）

（使用の制限）

第151条の66 事業者は、貨物自動車については、最大積載量その他の能力を超えて使用してはならない。

### (3) 自動車とは

道路運送車両法では、「原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のもの。」とされています。（同法第2条第2項）

### (4) 原動機付き自転車とは

道路運送車両法による定義が一般的で、「国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具」とされています。（同法第2条第3項）

## 第2 交通労働災害防止のための管理体制等

### 1 交通労働災害防止のための管理体制の確立

事業者は、交通労働災害防止に係る安全衛生計画の実施等、交通労働災害防止のための措置を適切に実施する体制を構築するため、次の事項を実施すること。

- (1) 安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の交通労働災害防止に係る管理者を選任するとともに、その役割、責任及び権限を定め、それらを労働者に周知すること。
- (2) 選任された管理者に対し、必要な教育を実施すること。

#### 【解説】

交通労働災害を防止するためには、組織として労働災害防止を推進するための安全衛生管理体制を整備し、そこに交通労働災害防止を適切に位置づけることが必要です。

ガイドライン第2の規定は、「安全に対する組織の関与が低い場合に交通労働災害等が発生しやすくなる」という調査結果等を踏まえて定められたものです。

#### 【調査結果】

ガイドラインの第2の規定は、安全に対する組織の関与が低い場合に交通労働災害等が発生しやすくなることに統計上有為な関連を認める調査結果があること等を踏まえて定められたものです。

トラック事業者及び運転者に対する調査結果によると、

- ① 組織レベルの関与について、平均未満を1とすると平均以上は0.36で、安全に関する組織レベルの関与が重要であることがわかります。

安全に関する組織レベルの関与と事故発生率の関連（オッズ比）

	平均以上の関与	平均未満の関与
飲酒運転発生率	0.36	1.00

- ② 労働安全衛生マネジメントシステムを導入しているグループを1とすると、導入をしていないグループは1.96で、労働安全衛生マネジメントシステムを導入すれば、災害は半分程度に下がることがわかります。

労働安全衛生マネジメントシステムの導入と事故等発生率の関連（オッズ比）

	導入している	導入を検討
休業発生率	1.00	1.96

#### (1) 交通労働災害防止を担当する管理者の選任

事業者は、交通労働災害防止のための措置を適切に実施するために、まず労働災害防止に組織的に対応していくための体制を構築することが必要です。

まず、交通労働災害防止に係る管理者として、安全管理者、安全衛生推進者、運行管理者、安全運転管理者等法令で定められたところに従い必要な選任を行い、安全衛生管理体制を整備します。

その管理体制の中で交通労働災害防止に関し、それぞれの管理者の役割、責任、権限を明確にし、関係労働者に周知するようにします。

ア 法令、業種、規模による管理者の選任

法令、業種、規模によるの管理体制の一覧は次の表2、表3のとおりです。

表 2 労働安全衛生法による管理者の選任

管理者	総括安全衛生管理者	安全管理者	安全衛生推進者
根拠	法第 10 条	法第 11 条	法第 12 条の 2
選任・設置	・建設業、運送業等 令 2 条 1 号の業種 100 人以上 ・製造業、卸・小売業等 令 2 条 2 号の業種 300 人以上 ・令 2 条 3 号のその他の業種 1,000 人以上	常時 50 人以上の労働者を使用する令 2 条 1 号及び 2 号の事業場	常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場

(注) 選任・設置の人数は、事業場で常時使用する労働者の数。

(注) 安全管理者及び安全衛生推進者は、令 2 条 3 号のその他の業種においては選任する必要はない。

表 3 道路交通法、貨物自動車運送事業法による管理者の選任

管理者	安全運転管理者	運行管理者
根拠	道路交通法第 74 条の 3	貨物自動車運送事業法第 18 条
適用	自家用自動車の使用者 道路交通法施行規則第 9 条の 8	一般貨物自動車運送事業者 輸送安全規則第 18 条
選任・設置	乗車定員が 11 人以上の自動車では 1 台以上、その他の自動車では 5 台以上使用する本拠ごとに 1 人以上選任が必要	運行車が 30 両未満又は事業用自動車 5 両以上 30 両未満の営業所に 1 人それ以上は 30 両ごとに 1 人追加が必要

#### イ 各管理者の業務

事業者は、安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の交通労働災害防止に係る管理者を選任するとともに、その役割、責任や権限を定めて、それらを労働者に周知することが必要です。各管理者の法令上の業務は表 4、表 5 のとおりです。

表 4 総括安全衛生管理者、安全管理者、安全衛生推進者の業務

総括安全衛生管理者	安全管理者	安全衛生推進者
<p>【安衛法 10 条、安衛則 3 条の 2】</p> <p>総括安全衛生管理者は、安全管理者、衛生管理者を指揮するとともに、次の業務を統括管理しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</li> <li>② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</li> <li>③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</li> <li>④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</li> <li>⑤ 安全衛生に関する方針の表明に関すること。</li> <li>⑥ 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。</li> <li>⑦ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。</li> </ol>	<p>【安衛法 11 条】</p> <p>安全管理者は、総括安全衛生管理者欄の業務のうち安全に係る技術的事項を管理しなければならない。</p>	<p>【安衛法 12 条の 2】</p> <p>安全衛生推進者は、総括安全衛生管理者欄の業務を担当させなければならない。</p>

### (3) 乗務状況の把握

事業者は、適切な走行管理を行うため、常に運転業務従事者の乗務の状況を把握すること。乗務状況の把握にあたっては、乗務の状況の正確な把握、運転業務従事者の負担軽減のため、運行記録計（タコグラフ）を使用することが望ましいこと。

なお、デジタル式運行記録計（デジタル・タコグラフ）を備えた自動車を使用する場合は、その記録を安全運転指導等に活用することが望ましいこと。

#### 【解説】

タコグラフの車両への装着は、その適用される法令によって、装着が義務付けられている場合と、そうでない場合がありますが、交通労働災害防止のためには、法令による装着が義務付けられていない場合でも装着することが望まれます。また、安全運転管理のためには、デジタル・タコグラフの装着が望ましいとされています。

#### (1) 運行記録計装着の義務付け

運行記録計（タコグラフ）の車両への装着義務付けは、道路運送車両法の保安基準及び旅客自動車運送事業運輸規則において、次のように示されています。

- ① 貨物自動車（車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上）
- ② ①に該当する牽引自動車
- ③ 貸切バス
- ④ 路線バス（片道の運行系統の距離が100Kmを超える場合）
- ⑤ ハイヤー、タクシー

#### 【道路運送車両法の保安基準】

（運行記録計）

第48条の2 次の各号に掲げる自動車（緊急自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運行記録計を備えなければならない。

- 一 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもの
- 二 前号の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車

2 前項各号に掲げる自動車に備える運行記録計は、24時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び二時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

#### 【旅客自動車運送事業運輸規則】

（運行記録計による記録）

第26条 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合（路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車にあつては起点から終点までの距離が百キロメートルを超える運行系統を運行する場合、区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車にあつてはその運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合に限る。）は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

2 事業用自動車の運行の管理の状況等を考慮して地方運輸局長が指定する地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者（当該許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者（以下「個人タクシー事業者」という。）



を除く。)は、地域の指定があつた日から一年を超えない範囲内において地方運輸局長が定める日以後においては、指定地域内にある営業所に属する事業用自動車の運転者が乗務した場合(事業用自動車の運行の様態等を考慮して地方運輸局長が認める場合を除く。)は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を運転者ごとに整理して一年間保存しなければならない。

(2) 運転業務従事者の乗務状況の把握

適切な走行管理を行うため、運転業務従事者の乗務状況を常に把握することが求められます。

把握すべき事項としては、①乗務した日時、地点、②乗務を終了した日時、地点、③主な経過地点、④走行距離、⑤運転時間、⑥連続運転時間、⑦積卸し時間、⑧休憩の日時、地点、⑨睡眠の日時、地点、⑩運転を交代した場合はその日時、地点、⑪貨物の積載状況、⑫事故などの異常な事態の発生状況などです。

(3) タコグラフによる乗務状況の把握

乗務状況の把握に当たっては、正確な把握と運転業務従事者の負担軽減のため、運行記録計(タコグラフ)を備え付けている車両にあっては、タコグラフにより乗務状況を把握するのが望ましいとされています。

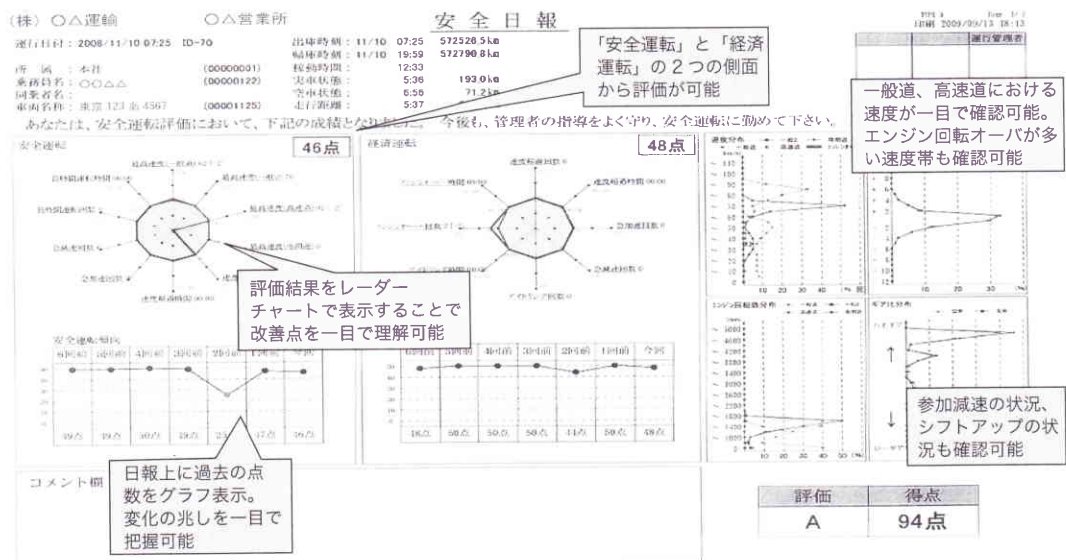
貨物自動車運送事業輸送安全規則等においても、運転者に乗務等の記録をさせることに代えて、運行記録計により記録することができるとされています。この場合において、記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を、運転者ごとに運行記録計による記録に付記させなければならないとされています(同規則第8条第2項)。

乗務終了後に点呼等を実施し、乗務状況等を把握するとともに、翌日以降の運転のための睡眠の確保等について指導することも有効です。

(3) デジタル・タコグラフ等の使用

デジタル式運行記録計(デジタル・タコグラフ)を使用する場合は、その記録を安全運転指導等に活用することが望ましいとされています。デジタル・タコグラフを活用すると図のように、安全運転、経済運転が数値で評価することができます。

図8 デジタル・タコグラフの例

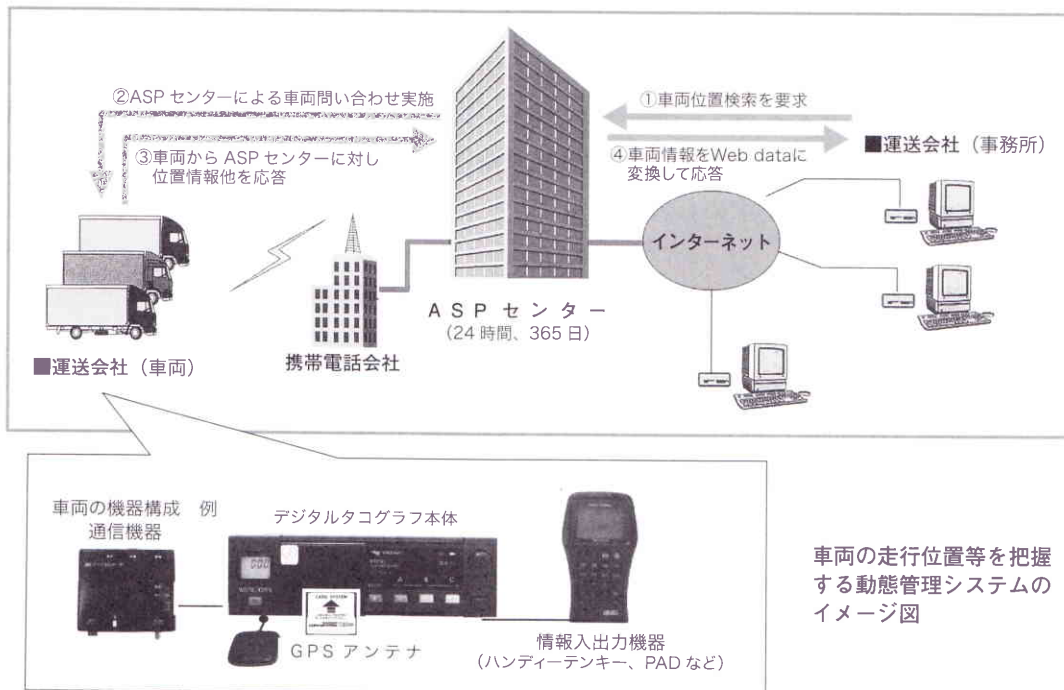


資料：「ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法の解説」より

なお、近年、GPS、通信機器、デジタル・タコグラフ等を活用したいわゆる「動態管理システム」として、事務所（遠隔）において車両の運行状況を把握できるシステムが導入されており、その安全衛生面への活用も考えられています。

具体的なデジタル・タコグラフや動態管理システムの安全衛生への活用については、当協会が厚生労働省からの委託を受けてとりまとめた、「交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ IT を活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法の解説」（冊子及びリーフレット）に詳細な解説があります（冊子及びリーフレットは陸災防のホームページに掲載）。

図9 動態管理システムの例



資料：「IT を活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法の解説」より